



おおたま

No.57

平成17年4月発行

発行／大玉村議会 編集／議会広報編集特別委員会 TEL0243 (48) 3131 FAX0243 (48) 3137



大山幼稚園入園式

3月定例会で決まったこと 2面

請願・陳情 13件の請願・陳情 3面

17年度予算32億円 村政にどう活かされる 4～5面

議員発議 社会保障制度の抜本改革を求める意見書ほか7件提出 7面

一般質問 ここが聞きたい 9名が登壇 8～12面

女性議会開催 13面

定例会開催

3月定例会は、3日から14日までの12日間の会期で開かれました。

内容は、条例制定案件4件、条例改正8件、自立していくことの同意を求める案件1件、補正予算8件、平成17年度一般会計予算等10件、区長の選任にかかる案件1件、報告事項2件の計35件が審議されました。また、最終日に追加議案として、条例改正2件、意見書の提出8件が提出され、審議されました。

平成17年度は、依然として厳しい地方の経済情勢をかんがみ、引き続き効率的且つ的確な行財政運営に努める必要があります。

これらを踏まえ、編成された新年度予算は、総括質疑で集中審議され、各常任委員会で審議されたのち、原案のとおり可決されました。

大玉村議会議員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

議員報酬

5%削減の期間延長

今定例会において、議員発議により、現在行われている議員報酬削減の期間を平成十八年三月まで延長することを決めました。

また、従来、召集に応じて本会議や委員会に出席した際に支給していた費用弁償について、当分の間適用しないよう改めるとともに、県内日帰り旅費日当について支給しないよう改めました。

大玉村人事行政の運営等の状況の公表に関する条例

地方公務員法の改正に伴い、人事行政の公正性、透明性の確保のため義務付けられた人事行政運営等の状況の公表について必要な事項を定めるもの。

大玉村男女共同参画推進条例

男女共同参画基本法の理念に基づき、大玉村における男女共同参画の推進に関して基本方針を定め、村、村民及び事業者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進にか

かる施策を総合的かつ計画的に実施し、男女の人權の尊重を実現し、一人ひとりの個性が花開く地域社会の実現を図るために制定するもの。

大玉村農業委員会の選任による委員の団体推薦に関する条例

農業委員会委員選出の適正な実施、推薦主体の明確化のために、推薦団体を明記した新たな条例を制定するもの。

大玉村農業委員会の選任による委員の議会推薦委員に関する定数条例

農業委員会等に関する法律の一部改正により、議会からの推薦による委員の定数を二名に決定することとし、本条例を制定するもの。

職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

国家公務員において職業生活と家庭生活の両立支援を二層推進するために行われた人事院規則の改正に準じて改正を行うもの。

村長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

現在行っている給与削減を平成十七年四月から村長の任期満了である八月二十三日まで行うよう改正するもの。村長の給与を百分の十、助役、収入役の給与を百分の五減額するもの。

教育長の給与・勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例

三役同様、教育長の給与を百分の五減額するもの。

その他の提出議案等

- 大玉村税条例の一部を改正する条例の専決処分承認を求めることについて
- 職員の特殊勤務手当てに関する条例の一部を改正する条例
- 職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例
- 大玉村水道事業給水条例の一部を改正する条例
- 自立していくことの同意を求めることについて
- 区長の選任について
- 特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

補正予算

今期定例会に補正予算が提案され審議の結果いずれも原案のとおり可決されました。なお、各会計の補正予算の状況は次のとおりです。

会計名	補正額	補正後予算額
一般会計	6,127万円	35億9,088万円
国民健康保険特別会計	624万円	7億4,637万円
玉井財産区特別会計	1,012万円	1,637万円
アットホームおおたま特別会計	△921万円	1億3,090万円
老人保健特別会計	6,212万円	9億3,645万円
農業集落排水事業特別会計	△330万円	1億220万円
介護保険特別会計	△2,851万円	3億4,485万円

請願・陳情一覧表

●継続審査中の請願

件 名	提出者	付託委員会	審査結果
教育基本法を早期に改正するために、意見書提出を求める請願書	白沢村和田 日本会議福島県本部「日本の教育を考える会」 安達支部代表 森 久	厚生文教	審議未了
教育基本法の「改正」ではなく、その理念の実現を求める意見書を国に提出することを求める請願	二本松市亀谷 二本松地区労働組合協議会 議長 伊藤 紘	厚生文教	審議未了

●3月定例会に提出された請願

件 名	提出者	付託委員会	審査結果
利用料負担の大幅増など介護保険の改悪に反対し、改善を求める請願書	福島市渡利 福島県社会保障推進協議会 会長 石田 邦子	厚生文教	採 択
福島県重度心身障がい者医療費補助事業の「見直し」をやめ、制度の現行継続を求める意見書を提出することのお願い	福島市渡利 福島県社会保障推進協議会 会長 石田 邦子	厚生文教	採 択

●継続審査中の請願

件 名	提出者	付託委員会	審査結果
教育基本法「改正」ではなく、教育基本法に基づく施策を進めることを求める意見書を政府等に提出することを求める陳情書	郡山市麓山 自由法曹団福島県支部 支部長 弁護士 大堀 有介	厚生文教	審議未了

●3月定例会に提出された陳情

件 名	提出者	付託委員会	審査結果
政府に「混合診療解禁・特定療養費制度拡大に反対し、公的医療保険制度の充実を求める意見書」の提出を求める陳情書	福島市御山 福島県保険医協会 理事長 伊藤 弦	厚生文教	採 択
「市場化テスト」や「給与構造見直し」に反対する意見書の採択を求める陳情	東京都港区西新橋 日本国家公務員労働組合連合会 中央執行委員長 堀口 士郎	総 務	採 択
陳情書 村道「蒲坂・守谷線」道路舗装に関する件	玉井6区区长 ほか46名	産業建設	採 択
定率減税の廃止・縮小を中止することを求める意見書提出の陳情について	二本松市住吉 日本労働組合総連合会福島県連合会 二本松・安達地区連合 議長 青野 紀一	総 務	趣旨採択
ILO第175号条約及びILO第111号条約の早期批准を求める意見書提出の陳情について	二本松市住吉 日本労働組合総連合会福島県連合会 二本松・安達地区連合 議長 青野 紀一	総 務	採 択
社会保障制度の抜本改革を求める意見書提出の陳情について	二本松市住吉 日本労働組合総連合会福島県連合会 二本松・安達地区連合 議長 青野 紀一	厚生文教	採 択
地域経済の活性化等を求める意見書提出の陳情について	二本松市住吉 日本労働組合総連合会福島県連合会 二本松・安達地区連合 議長 青野 紀一	総 務	採 択
福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出の陳情について	二本松市住吉 日本労働組合総連合会福島県連合会 二本松・安達地区連合 議長 青野 紀一	総 務	採 択

2億円余

台所事情のなか 生活を確保します。

平成十七年度の一般会計予算は、三十二億千四百四十二万円であり、平成十六年度の当初予算と比較して、金額で、一億二千六百六十五万円の減となりました。

今回の予算額は、非常に厳しい財政状況ではありますが、経費削減に努め、継続事業を重点配分し、総合的振興発展が図られるよう予算計上したものです。

三十二億円余の予算は、村民の皆さんが安心して暮らせる村づくりのために、有効に使われることになります。

● 重度心身障害者支援に要する経費	2,876万円
● 支援費事業に要する経費	5,624万円
● 老人福祉施設措置及び維持管理事業に要する経費	2,394万円
● 少子化対策事業に要する経費	267万円
● 乳幼児医療費の助成に要する経費	2,234万円
● 保育所事業、維持管理に要する経費	1,080万円

衛生費

● 母子保健事業に要する経費	395万円
● 予防接種事業に要する経費	848万円
● 生活環境対策等に要する経費	224万円
● 合併処理浄化槽設置整備事業補助金	1,165万円
● 安達地方広域行政組合衛生費負担金	1,146万円

総務費

● 安達地方広域行政組合総務費負担金 (広域の情報通信ネットワーク構築費)	862万円
● カーブミラー設置、区画線・路面表示等工事費	226万円
● 東部ふれあいセンター建設に要する経費	7,353万円
● 広域生活バス運行に要する経費	488万円
● 合併50周年記念式典に要する経費	220万円
● 海外派遣事業(未来への翼)に要する経費	942万円
● 大玉村長選挙に要する経費	872万円

民生費

● 社会福祉協議会に要する経費	3,112万円
● 国民健康保険特別会計繰出金	5,012万円

- 松くい虫防除事業委託料 436万円

土木費

- 道路維持に要する経費 3,254万円
- 道路新設改良に要する経費 1億9,916万円

消防費

- 安達広域行政組合消防費負担金 1億483万円
- 消防団の活動に要する経費 2,163万円
- 消防施設の整備に要する経費 771万円

教育費

- スクールバス運行に要する経費 1,171万円
- 外国青年招致事業に要する経費 443万円
- 小学校非常勤講師、
英語指導非常勤講師配置に要する経費 999万円
- 小学校の管理運営に要する経費 3,820万円
- 中学校の管理運営に要する経費 1,075万円
- 幼稚園の管理運営に要する経費 7,510万円

特別会計及び企業会計

- 国民健康保険特別会計 7億765万円
- 玉井財産区特別会計 494万円
- アットホームおおたま特別会計 1億3,243万円
- 老人保健特別会計 7億5,305万円
- 農業集落排水事業特別会計 1億2,626万円
- 土地取得特別会計 1,160万円
- 大玉第二工業団地造成事業特別会計 320万円
- 介護保険特別会計 3億4,976万円
- 水道事業会計（営業関係） 1億6,853万円
- （工事関係） 7,402万円

平成17年度

一般会計3

依然厳しい 住民の安心な

- 水道事業会計繰出金 6,602万円
- 検診事業に要する経費 2,378万円

商工費

- 商工業の振興に要する経費 3,525万円
- 観光の振興に要する経費 820万円

農林水産業費

- 中山間地域等直接支払事業補助金 5,713万円
- 生産調整達成者報償 993万円
- 農業後継者の育成に要する経費 1,240万円
- 堆肥センターの運営等に要する経費 1,306万円
- 農業農村整備等に要する経費 2,871万円
- 農業集落排水事業特別会計繰出金 9,951万円

8件の意見書提出

福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書

福島県最低賃金は、県内の中小、零細企業で働くパート労働者をはじめ、多くの勤労者の賃金を改善させていくものであるが、現行最低賃金は、全国順位で三十三位と低位となっています。

このことは、本県における一般労働者の賃金水準並びに産業経済の実情に見合ったものとはいえず、貴重な労働力を他県に流出させることにもなります。

よって、次の施策を講じるよう強く要請いたします。

一、福島県最低賃金を一般労働者の賃金水準、産業・経済実勢に見合った水準に引き上げること。

二、一般労働者の賃金引き上げが四月であることから、発効日を早めること。

■提出先

・福島労働基準局長
・福島県最低賃金審議会長

介護保険の利用料負担の大幅増などに反対し、改善を求める意見書

厚生労働省は、被保険者範囲の拡大と障害者サービスの併合について、障害者団体など関係者や自治体首長の多くが「反対」「慎重に検討」と表明しているにもかかわらず、これを強引にすすめている。

被保険者年齢の引き下げは①増大する介護費用を国民負担の強化で賄おうとするものであること②若年者は圧倒的多数が給付を受けることなく負担のみの「掛捨て保険」となること③障害者サービスは介護保険に併合されることによりその内容と水準が大幅に低下するおそれがあること

となど、大きな問題を抱えている。

また、すでに昨年七月に「介護保険見直しに関する意見」で取りまとめられた「要支援・要介護」の介護給付抑制と新予防給付「施設入所者の食費・居住費の自己負担化」などについても、多くの利用者、介護事業関係者から強い反対の声が上がっている。

さらに、六十五歳以上の第二号被保険者の保険料についても、低所得者の負担軽減はわずかなものとどまり、現行方式は改善されていない。

次の事項を実施するよう強く要望するものである。

混合診療解禁・特定療養費制度拡大に反対し、公的医療保険制度の充実を求める意見書

混合診療が解禁されれば、お金の有無で受けられる治療内容が変わってくることになり、公平・平等の原則で創設された世界に誇る日本の国民皆保険制度を名ばかりのものとし、やがては崩壊に導きかねません。

また特定療養費制度は、個別に項目を挙げて、保険診療と保険外診療の混在を合法的に認めている制度であり、この制度の拡大も同様の危険性が考えられます。

国民皆保険制度を守り、国民の健康と命を守るため、混合診療の解禁と

特定療養費制度の拡大ではなく、公的医療保険制度の充実を図るよう、国として下記の事項を実施することを求めます。

一、経済財政諮問会議および規制改革・民間開放推進会議の提唱する混合診療の解禁、ならびに特定療養費制度の拡大は、さらなる患者負担増とお金のあるなしでの医療格差を生み出すとともに、国民皆保険制度を崩壊に導くものであり絶対に行わないこと。

二、公的医療保険の給付除外とされて

一、利用料の負担割合引き上げはやめること。また、被保険者範囲の拡大（保険料徴収年齢引下げ）を行わないこと。

二、第二号被保険者の介護保険料については低所得者への免除を行い、定額制から定率制へと見直すこと。なお、特別徴収の拡大（遺族年金・障害年金からの天引き）は行わないこと。

三、施設利用者の居室代・光熱水費・食事代の自己負担化をやめること。

■提出先

・内閣総理大臣
・財務大臣
・総務大臣
・厚生労働大臣

いる①学会が必要と認める高度先進医療ではない新しい治療手技、②新しく開発された治療材料やこれまで特定保険医療材料として認められていない材料、③検査・治療回数など診療報酬算定上の上限、について医学的立場からは正し、迅速に公的医療保険の給付の充実を行うこと。

■提出先

・内閣総理大臣
・財務大臣
・総務大臣
・厚生労働大臣
・内閣府特命担当大臣

社会保障制度の抜本改革を求める意見書

公的年金制度は国民の高齢期の生活を支える重要な社会保障制度であり、年金制度の改革は、国民の最大の関心事となっている。

しかしながら、職業によって加入する年金制度が分かれ、負担と給付が異なっていることや、年金制度に対する不信任により、国民年金の未加入・未納が発生するなどの問題も残されている。

よって、次の事項について早急に実施するよう強く要望する。

一、基礎年金制度の改革をはじめ各種年金の二元化問題を含む社会保障制度全般の一体的見直しを行い、早急に実施すること。
二、とくに、子育て支援の充実、雇用対策、住宅政策などとの連携を十分にはかること。
三、国民年金の未加入者及び未納者に対する通知、督促を適正に行うための措置を講じること。

提出先

・衆議院議長
・参議院議長
・内閣総理大臣
・財務大臣
・厚生労働大臣

地域経済の活性化等を求める意見書

地域経済は、依然として疲弊し、地域間格差がますます拡大しようとしています。

いま必要なのは雇用の維持・創出、失業者支援の抜本強化などの政策を進め、地域経済を活性化することです。

しかし政府は、財政再建を最優先した歳出削減をめざして、財政負担の地方への転嫁や企業や国民に負担増となる社会保

障制度の見直しを行い、地方における公務員賃金も一方的に引き下げようとしています。こうした政策は、地域格差を二層拡大するものに他なりません。

また、地域の民間企業や団体組織で働く労働者に悪影響を与え、地域経済を疲弊させることが必至です。勤労者家計の消費低迷により、地域経済はスパイラル的な停滞と格差の拡大を

被ることになりかねません。

よって、次の施策を講じるよう強く要請いたします。

一、労働基本権を制約されている公務員賃金の見直しについては、十分な労使協議を行うこと。

二、雇用の安定と格差解消のための積極的施策を講じ、地域経済の活性化を図ること。

提出先

・内閣総理大臣

ILO第一七五号条約及びILO第一一一号条約の早期批准を求める意見書

わが国のパート労働者は、この十年間に三百六十万人も増加して、全雇用労働者の約四分の一を占めるまでになりました。

一方、賃金格差は依然と大きく、一般の労働者と比べて半分以上で、男性パートは四十九・九％、女性パートは四十四・四％出でしかありません。また、パート労働者等の約四十％は自ら望まない雇用が不安定な有期契約を強いられています。

ILOは、「ILO第二七五号パート労働条件」を採択しました。

ILO第二七五号条約はすべての短時間労働者に対して、①パートタイム労働は労働者が自由に選択すべきもの、②労働者の権利と労働条件は比較しうるフルタイム労働者と均等とすべきである、との原則を確認しています。

また、ILO第二二号条約は、雇用及び職業の面で、どのような差別待遇も行われてはならないことを規定したもので、条約批准国は、差別待遇廃止のための政策をとることを義務づけています。

よって、次の施策を講じるよう強く要請いたします。

一、ILO第二七五号条約の早期批准を速やかに行うこと。

二、ILO第二二号条約の早期批准を速やかに行うこと。

提出先

・衆議院議長
・参議院議長
・内閣総理大臣
・財務大臣
・厚生労働大臣
・外務大臣

福島県重度心身障がい者医療費補助事業の「見直し」をやめ、制度の現行継続を求める意見書

福島県は平成十七年十月から「福島県重度心身障害者医療費補助事業」を見直し、入院給食費の自己負担分を患者負担とすることとしています。

この制度は県民の福祉にとって大変重要な制度であり、見直しをやめるべきです。

実施主体である市町村では患者負担を求めることはできず、結果的に市町村の負担増となります。

制度見直しの撤回をするよう、意見書を提出いたします。

提出先

・福島県知事

その他の意見書

「市場化テスト」や「給与構造見直し」に反対する意見書

提出先

・内閣総理大臣
・人事院総裁
・財務大臣
・総務大臣

自立計画に係る問題提起と見解について

問 自立できるとするこの程度の資料と説明で村民に押し付けているのは、村民主権をないがしろにしている行為であると判断せざるを得ない。

この自立計画書は、体裁もなく、また、住民アンケート調査等実施するかについて回答を求めたがその必要はないとのこと、それらの見解について。

答 全くそういうことはない。自立に至ることについても、主権者は住民であり、住民が主役である。これが民主主義なのだ、何回も説明してきている。アンケートの問題についても、直接請求、議員発議とかいろいろ手法はある。それらを含めて発声発議である。

【村長】



▲住宅一千戸の公約は…

選挙公約二千戸について

問 村長は初選挙において住宅二千戸の公約をし、いまだにその公約は半分にも満たない、また、今回自立計画の中で誘導の人口増加対策として示されたが、いまだにその公約が実行されていない。また、実行されていれば二万人を超える人口になっていたわけですが、この公約はどうなっているのか。

他に次の質問がありました。
・行政執行に対する公正の確保と透明性について。

答 住宅の状況は、村内いたるところで事業をやっており、家が出来、半分くらいはいっている。村の活性化、定住人口増、土地保全ということであつたわけで、公約というのは努力目標であり、住民にこのような考えで村づくりをする。それに対して住民の支持を仰ぐものである。今後とも人は活力の源という考え方の基に人口の定住化を図っていききたい。

【村長】

一般質問

村の進む将来

問 自立に向けて計画書が出され、広報で村民に周知しましたが、村民の理解度を伺う。地方交付税削減される中、村の財政はどうなるのか。助役、収入役の空席の考え、自立ありきの住民負担の増ばかりがあり、国の示す合併の推進になぜ参画できなかったか。村の自立が限りなく合併よりバラ色なのか伺います。

答 世の中バラ色であれば心配する必要がないわけで、村民の合併に対する動きが無い以上、自らの地域は自ら良くして行くと言う地方自治精神にかなうた大切な考え方であり、尊重しなくてはならない。特別職については、それぞれ重要な役割があり、空席は考えてない。自立計画、財政計画に基づいて行財政運営をすることにより耐えええると考ええる。

【村長】



▲商業の支援策は…

【佐藤誠二議員】

村の農商工業の将来について

問 今や本村の基幹産業といわれた農業は斜陽産業になり、今後の村の方向性を伺う。大型店舗が今秋に進出されますが、既存商業者に対する最善の支援策と自立下での事業縮小への公共事業のこれぞと思う誘導策と、建設型公共事業の今後の見通しを伺う。

答 農業は村の主軸であり今後も鋭意努力して参りたい。大型店関係については、商工会等と十分連携を密にして、意見等を集約して誠意を示したい。全国的にこのような時世なれば公共事業は少なくなるのは当然かなと、しかし、人口増加対策等による建設、建築業者が極端に路頭に迷うようなことが無い様、政策取り組みの中で努力していく考えである。

【村長】

ゴミと住民意識

問

近年の生活ライフスタイルの変化に伴い、多量のゴミが集まり処理が追いつかないとの話もあるが、焼却ゴミの現状は当初の予想との比較、またゴミ分別収集がなされてだいぶ月日が経つが、最近ゴミ集積場の回収残が目につく。地域指導会等の勉強会も必要と思われるが、村長の考えを伺う。

答

一時はクリーンセンターが一杯になりましたが、その後、分別が再検討され、資源物の細分化、減量化、廃棄物区分の明確化等により減少されました。長い期間の中で分別の慣れ等による意識の低下もあり、今後地区の集会、各種団体などへ、地域指導等の徹底を図りたい。

〔村長〕



▲今後のゴミ問題は…

再出馬の考えは

問

三期十二年間にわたり、村長には村の舵取り、村政執行をお願いして、その間行政手腕を発揮され、村内はもちろん、安達郡内においても広域行政組合の理事者として活躍され、村もこの十二年間で大きく飛躍しました。十七年八月をもつて任期満了となるが、村民からは続投の声が大であり、そうした村民の期待にこたえる考えはあるか。

答

三期十二年間、大変多くの村民の支持によって村政執行を担わせていただいた。議会を始め住民の皆さん方のご協力に深い敬意を表します。取り巻く地方自治体、国の動き等、大玉村にとっても過渡期であり、その責任性は誰よりも痛感しており、住民の指示をいただくならば、前向きに考えさせていただく。

〔村長〕

他に次の質問がありました。
・今後の農政について。

一般質問

ふれあいセンター建設について

問

最初に北部、西部ふれあいセンターが建設され今年度は東部ふれあいセンター建設の予定であり、北と西の地域玉井七区二部、八区二部、九区十区の全域、大山四区二部、二三〇世帯数があり大集会時は、四〇六kmも行かなければならない。健康診断相談、講話講習会等の参加に遠い地区、不便な地域に無いので、是非の声が大であります。住民の声からふれあい

センターを利用しやすい場所には是非建設の計画を十八年度に取り組んでいただきたいとの要求をお願いし、村当局の考えをお伺いいたします。

〔渡辺泰章議員〕



▲西部ふれあいセンター

答

ふれあいセンターの新設ということ、比較的大玉の中央から離れていて、ある程度の人口も擁している所について、身近に高齢者、子供、ご婦人一般住民の方も行政区を越えて集まれるセンターが必要だということ、北部、西部、今年建設計画をしている東部と位置づけ、そういう中に北西部にも先ほど言われたように対象で考えてくれないかと、新たな

提言でございまして、財政等の絡みもございます。十分今後検討をさせ頂きたいと思っております。

〔村長〕

他に次の質問がありました。
・村道改良工事について

合併の必要なしとする理由

問 平成十二年四月地方分権一括法施行を受けて提起されている件と、国、地方財政は極めて厳しく将来はさらに厳しくなってくる。国からの交付税額の算定を手加減されると三年後は行き詰まる。合併した場合の経費削減、効率、効果的行政運営の体制構築と執行必要条件と対比すると、自立施策内容では自立が不可能である。

答 合併必要なしとは言っていない。村民の発生発議といってきた。賛成の広がりがないということを受けて、それならば自立による今後十年先を見込んだローリング方式での財政計画を立て、住民に示している。世の中変わりますので、その都度財政計画を立て住民に周知したい。

【村長】



▲自立説明会の様子

大玉村自立計画について

問 村長の発生発議がないため自立を選択することのことは、理由及び根拠とはいえない。歳出削減と歳入を増やす新たな財源はなにか。その歳入源は継続性があるのか。村政の基本方針、具体的な方針はどのようなものか、「大いなる田舎」定住人口の増に係る施策は、適切なものでなく、大きな期待を寄せる施策とはならない。

答 歳入については地方税をはじめとする自主財源の確保を図るため定住人口の増加、自立計画で説明したとおり民間活力と行政との誘導施策等を進め、都市計画マスタープランに基づいた四号国道沿線の経済活性化策に積極的に取り組んでいき大玉村をPRをし歳入確保に努力していきたい。

【村長】

一般質問

平成十七年度村政執行基本方針における自立について

問 自立について村の説明会は、四会場約三〇〇名の出席者、その他の説明会の回数、出席者数を問うと共に、村民に対する説明はそれで十分との認識か。また、編入合併についての認識を問う。

答 四会場で説明して約三〇〇名の参加。その後の説明の要請等で七ヶ所、通常の公務の案内で十数回全休人数

だと三〇〇名位になっている編入合併についての認識は、「前提

は住民が主役である」というところから出発している。編入になればどうか、こうとかという想定はしていない。

【村長】

問 自立を支持し、自立を求める声が大多数であり、皆さんは合併を望んでいない。

大玉村の進むべき道は自立であると総合的判断するに至り

【遠藤文二議員】



▲大玉村自立計画書

ました。とのことですが、何千人の声か。望んでいないとする理由と根拠を示し、村長自身なぜ合併反対なのか、総合的判断を具体的に示せ。

答 議会等にも何回も質問等に申し上げ、説明会

等でも申し上げ、その後の声等も当然あれば私に直接なり何らかの形で現れる。これは数字をもつて説明とかの性格のものでなく、圧倒的に大玉村全体住民の大枠のとらえ方という手法でとらえ、今回の方針の中で結果、現在に至るまで大玉村

は合併すべきだという声には至っておらず、逆に自立を支持し、声の大多数で総合的判断をするに至った。

【村長】

他に次の質問がありました。

- ・ 大玉村における高齢者福祉の現状と今後について
- ・ 高速道路と交差しているカルバートの歩道の取り付けについて
- ・ 子育て支援について
- ・ 義務教育関連諸施策について

三〇人学級の実現について

問 福島県は新年度から小中学校全学年で三十人

程度学級を行うと発表しましたが、大玉村ではどのような学級編成になるのか伺います。また、学級増により増員された職員の身分はどのようなになるか伺います。

答 県より三十三人以上の通知があり本村では、五学級該当です。大山小三学級、玉井小二学級、大玉中二学級となります。職員の身分はほとんど講師になる予定です。採用試験では従来どおりの人数しか採用していないので、次年度もたぶん続くと思うが、できるだけ本採用への働きかけをしたいと思う。

【教育長】

一般質問

「山つづ」裁判の判決と費用について

問 この程最高裁の判決が下つたと報道されているが、

その結果と村長の所感を伺う。村の行う仕事について疑念があれば、様々な形で直すことは大切であり必要なことでしょうか。同時に村に何等問題がない時には、これらの裁判に関わる諸費用は当然原因者に帰着すると思われるがその対応はどうか。

答 常に住民の目線に立ち公平公正な住民本位の行政を行うことを心情とし、職員にも強く求めてきた。結果、業務の正当性が奇しくも司法の場で認められたことは、安堵しているところだ。勝訴としても結果として費用は公費負担となり、村に多額の支払いを強いことになるので、最終的に住民の皆様

様に十分に説明をする責任があると認識している。

【村長】



▲山つづ

【須藤軍蔵議員】

【武田悦子議員】



▲温暖化防止に

地球温暖化防止に関して

問 地球温暖化防止に関し京都議定書が発効されましたが、この議定書の数値目標を達成するために企業だけでなく、家庭の中から私たちに出来ることはないのか、住民と行政が協力して運動を広げていけば様々な取り組みが出来ると思うが、村長の考えを伺う。

答 本村では平成十三年度の五％削減を目標に取り組んでいる。便利な生活になっていることが、その反面自然への負担が多いと考える。全村民挙げて家族の二円一体となり、公共施設関係についても徹底をし、より一層全村民に啓発をしていきたい。

【村長】

他に次の質問がありました。

・高齢者の医療について

・国民健康保険資格証明書について

メリハリのある財政運営を

問 議員、職員等の旅費、費用弁償が廃止される。さらなる経費削減に努めることは当然。人減らしが盛んに言われるが、一律にすべきでない。

減らされる人にも日々暮らしがある。住民負担増の分や収入減のお金でこの部分はきっちり守る。例えば「子育て」支援、出生から中学校卒業まではなど、財政を含めた子育て環境を整えるべきだ。

答 当然諸経費の削減に努めると同時に、実施している事業等についても削減するところからは削減し、自立だから、自立でないからとの関係なく、十分理解をいただき、きつちりとメリハリをつけて自分たちの地域、村なのだという当事者意識をもち、負担関係等についてはご協力をしていたくように考えている。

また、子育て支援については積極的に取り組んでいく。

【村長】

一般質問

〔菊地利勝議員〕

子育て支援について

問 様々な要因から、子育てに悩む親が増加している中で、家庭教育の充実が叫ばれている。子育てのためのそれぞれの組織をネットワーク化し、村内の子育ての基盤をほしいのですが、①子育てに関する相談②養育支援の相談③虐待防止のための相談窓口の開設。サポートを「地域の中で」行うことは出来ないか。

答 ①窓口相談の一本化、総合的窓口を開設して個別、具体的内容に沿った適切な指導が出来るように進めていく。②子育てヘルパーの登録などの新たな仕組みを検討。③四月から市町村においても、相談窓口を開設し相談に応じることになりました。健康福祉課内に担当を配置し、必要な規定を進めて住民へ周知したい。〔村長〕



▲子育てサロンの様子

定住促進支援について

問 子育てしやすい空間設計などを考慮して、自然環境に配慮した宅地開発を望みますが、官民一体で村内の宅地造成開発事業を推進した効果はいかがか伺います。①「促進誘導ゾーン」の地区住民の反応は。②付加を付けての促進はあるか。③各種支援事業等の現況と今後の定住ゾーンの進め方を伺う。

答 特別誘導ゾーンは、大山東地区、玉井の薄黒内地区の二ヶ所。説明会を実施して東地区では、道路整備促進に関する要望。旧国道から東側を重点になどの意見。薄黒内地区は区画整理等も進んでおり理解を得た。ゾーンの進め方として、公共施設整備等の先行投資を視野に入れた誘導施策。地区住民の意見を十分に踏まえて進めたい。〔村長〕

行政報告

三月定例会にあたり、議会の運営に関する基準第五章第五十七に基づき行政報告がありましたので要約してお知らせいたします。
(三月三日現在)

総務課

●申請・届出等行政手続のオンライン化については、テスト運用を経て、去る一月十二日より本稼動。

農政課

●中山間地域等直接支払制度の取組み状況について。集落協定締結地区は二十集落となり、急傾斜農地水田二百七・九ヘクタールの合計二百七十二・三ヘクタールに対し、五千六百十五万円を支出。

建設課

●畜産環境保全施設緊急整備事業は、家畜排泄物法が完全施行され、本年度実施した県単事業の堆肥舎及び村単事業の堆肥シート整備をもつて全て完了。

●村道神原田・馬尽線道路改良舗装工事については、現在谷地地内の二工区の工事を進めている。

●国道四号四車化整備促進については、壇交差点から大山東交差点間の二キロ区間の用地買収・補償契約と用排水路工事が行われている。

上下水道課

●農業集落排水事業については、玉井第二地区の接続は、平成十七年二月末現在、百七十五件で約二十八%の供用率。

●水道事業会計については、平成十六年度計画の国道横

断配水管布設替工事は十七年度工事予定。

健康福祉課

●介護保険運営については、二月末現在の介護保険認定者は、二百六人、介護認定率は十六・七%。

●保育所入所申込み状況は、二月九日現在、〇歳児十人、二歳児十四人、三歳児二十一人、三歳児二十三人の合計六十八名。

政策推進室

●大玉第二工業団地分譲促進関係は富士ピーエスより、契約変更の要請があり、連結子会社である富士興産(株)を新たに借受人に加え、貸付面積を六千六百七十八平方メートル増加するもの。

第3回 大玉村女性議会開催



▲女性議会の様子



▲議長の斎藤マキさん

女性議会は、村政についての理解と関心を深め、女性の社会参画を推進するとともに、生活者の視点を村づくりに反映することを目的とし、村内各種女性団体等の代表者（推薦を受けた者）により開催し、交通安全母の会玉井分会の斎藤マキさんが議長として、会議を進めました。

●女性議員は次のとおりです。

氏 名	団 体 名	質問の内容
伊藤 公子	食生活改善推進員	
遠藤 和子	磐青の会	村民の学習の機会の拡充について ほか2件
小沼 美矢子	生活研究グループ連絡協議会	
菊地 繁子	文化団体連絡協議会	文化施設・文化センターの新設について ほか1件
熊谷 眞弓	PTA連絡協議会	児童、生徒の交通安全対策について ほか2件
國分 良子	磐青の会	
後藤 みづほ	玉井婦人会	
佐々木 富美	商工会女性部	
鈴木 静枝	大山婦人会	少子化対策、子育て支援について ほか1件
鈴木 美千枝	老人クラブ連合会	
鈴木 良子	JAみちのく安達女性部大山支部	旧日和田電子工場跡地について
今井 善子	JAみちのく安達女性部玉井支部	
武田 美賀子	婦人消防協力隊	大玉村の人づくりについて
武田 恭子	赤十字奉仕団	
斎藤 マキ	交通安全母の会玉井分会	議 長

傍聴席



議会の皆さんの二層の活躍を期待



渡辺誠知さん

区長OB会の事業計画である議会傍聴に参加した。傍聴席は満席だったが女性の方が見えないのがちよつぷり寂しい感じがした。

力強い期待感あふれる答弁があり村は自立に向け進む事が実感できた。私も自立を選択する事に同感であり、自立を議決した議会の皆様には今後も

開会のベルの合図で議場はシーンと静まる。同時に議長の間進行による一般質問が始まり村の将来を左右する自立計画、財政計画、そして地方交付税削減での村財政等々の質問が繰り返され行われ、それぞれ村長より

村政の主役は住民であるという基本姿勢をくずさず頑張つてほしい。また、本年八月任期満了による大玉村長選に浅和村長は四度出馬の意思はあるのかの質問に対し自立の問題など今は村にとって大切な時期と認識している。村民の支持をいただければ、前向きに考えたいと出馬の意思を表明し村民の大いなる期待に取り組む考えを示した。村長として、村民を思う心の表れであり、今後大きな抱負に応援を惜しまないものである。また、山つじ裁判が終結した質問があり七年四ヶ

月に及ぶ長期裁判は最高裁判決で原告の訴えを棄却する内容で終結したとのこと、住民本位の自治体建設を進める浅和村長の全面勝利であった事も肌で感じる事ができました。最後に難題多い行政運営の執行者、議会の皆さんの二層の活躍をご期待し大玉村の発展を記念して声いたします。

編集後記



桜花もきれいに終り、周りは緑一色となり、ぽかぽか陽気に皆様さぞ毎日忙しい日々を、お過ごしのことと思います。この冬は暖冬の予想でしたが、積雪が多く除雪費が補正予算で多額の経費計上され、暖冬ではなかったようです。昨年、今年と日本列島は台風、地震が多く発生しましたが、我が大玉村は何の被害もなく住みよい村です。

三月定例会、議案十四号「他市町村と合併せず大玉村として自立していくことについて議会の同意を求める」議案は、賛成多数で議決されました。共に明日の村民のため自立した大玉村づくりにご理解、ご協力をお願いするところであり、住民サービスの低下を招くことなく、更なる福祉向上に職員と共に二丸となり、最大限の努力をする所存でありますので、自立する協働の村づくりにご協力くださるようお願いいたします。村民皆様方の御多幸を祈念し後記と致します。

議会広報編集特別委員

- 委員長 ● 渡辺 泰章
- 副委員長 ● 菊地 利勝
- 委員 ● 鈴木 義一
- 委員 ● 小沼 清子
- 委員 ● 遠藤 義夫
- 委員 ● 佐藤 悟

議会日誌

2月

- 7日 全員協議会
- 9日 秋田県湯田町議会来庁
- 21日 定例議員会
- 22日 福島県町村議会議長会総会
- 28日 第1回3月定例会議会運営委員会

3月

- 3～14日 第1回3月定例会
- 11日 大玉中学校卒業式
- 18日 大山・玉井幼稚園卒園式
- 23日 大山・玉井小学校卒業式
- 24日 保育所修了式
- 31日 議会広報編集特別委員会

4月

- 5日 保育所入所式
- 6日 小学校・中学校入学式
- 12日 大山・玉井幼稚園入園式
- 13日 議会広報編集特別委員会
- 18日 第2回4月臨時会議会運営委員会
- 19日 議会広報編集特別委員会
- 21日 第2回4月臨時会
- 21日 定例議員会

村政を知るよい機会です。——
お気軽に傍聴してみませんか？

次の議会は **6** 月です。

問い合わせ先…

議会事務局 TEL.48-3131 [内線270]

